

# 電子取引データ保存に関する事務処理規程

(電子帳簿保存法第7条対応)

提供: NextAccount | 本テンプレートは電子帳簿保存法の要件を満たすための参考書式です。  
自社の実態に合わせて修正の上、社内規程として整備してください。

会社名	
代表者名	
制定日	年 月 日
改訂日	年 月 日 (版数: 第 版)

## 第1条 (目的)

本規程は、電子帳簿保存法（以下「電帳法」という）第7条の規定に基づき、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する事務処理の基準を定め、適正かつ効率的な保存管理を行うことを目的とする。

## 第2条 (適用範囲)

本規程は、当社において行われるすべての電子取引（電子メール、クラウドサービス、EDI取引等により授受した取引情報）に適用する。

本規程において「電子取引データ」とは、以下を含む。

- 電子メールで授受した請求書・領収書・注文書等の添付ファイル
- クラウドサービス（NextAccount等）で処理・保存した領収書画像データ
- インターネットバンキングの振込明細・入出金明細
- ECサイト等からダウンロードした領収書・納品書
- その他、電子的方法により授受した取引情報

## 第3条 (保存責任者)

役職	氏名 (記入)	担当業務
電子取引データ保存責任者		全体統括・承認
経理担当者		日常保存業務・照合
システム管理者		NextAccountシステム管理

## 第4条 (保存方法)

電子取引データは、以下の方法により保存する。

### 1. NextAccount（クラウド経費精算システム）による保存

経費に係る領収書・レシートの電子データは、NextAccountに登録し、Google Drive（当社専用フォルダ）に自動保存する。保存ファイル名は「管理ID\_取引先\_金額\_日付」の形式とする。

### 2. 真実性の確保

保存データの訂正・削除を行った場合は、訂正・削除の事実及び内容を記録し、保存責任者の承認を得る。訂正・削除履歴はNextAccountのDB上に自動記録される。

### 3. 可視性の確保

保存したデータは、税務調査等において直ちに画面表示・印刷できる状態を維持する。NextAccountの管理画面またはGoogle Driveから随時参照可能とする。

### 4. 検索機能の確保

保存データは以下の条件で検索できる状態を維持する： 取引年月日、 取引金額、 取引先名。NextAccountのDBおよびGoogle Sheetsにより検索可能とする。

## 第5条（保存期間）

書類区分	保存期間	根拠法令
法人税に係る電子取引データ	7年間（欠損金がある場合10年間）	法人税法施行規則
消費税に係る電子取引データ	7年間	消費税法施行規則
その他の電子取引データ	7年間	電子帳簿保存法

## 第6条（インボイス制度対応）

電子取引データのうち、適格請求書（インボイス）に該当するものについては、以下の事項を確認・記録する。

- （1）登録番号（T番号）の記録：NextAccountが自動抽出・記録する
- （2）登録番号の有効性確認：国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで確認する
- （3）T番号なしの場合：経過措置の適用区分を記録する（NextAccountが自動判定）
- （4）税率区分（10%・8%）の確認：NextAccountのAI判定結果を経理担当者が確認する

## 第7条（違反時の対応）

本規程に違反した場合、または電子取引データの保存漏れが発覚した場合は、直ちに保存責任者に報告し、是正措置を講じる。重大な違反については、社内規程に従い処分を行う場合がある。

## 第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、代表者の承認を得て行う。電子帳簿保存法の改正その他法令の変更があった場合は、速やかに改訂する。

### 附則

本規程は制定日より施行する。

### 承認欄

代表者承認	経理責任者確認	作成者
(署名・捺印)	(署名・捺印)	(署名・捺印)
日付： 年 月 日	日付： 年 月 日	日付： 年 月 日

【注意事項】本テンプレートはNextAccountが提供する参考書式です。法的効力を保証するものではありません。自社の実態・業種・規模に合わせて税理士・弁護士にご確認の上ご使用ください。

電子帳簿保存法は頻繁に改正されます。最新の国税庁通達をご確認ください。（国税庁サイト：

<https://www.nta.go.jp/>）

NextAccount: <http://45.76.53.174/> | お問い合わせ: [hello@nextaccount.jp](mailto:hello@nextaccount.jp)